

各 会 員 様

一 般 社 団 法 人 山 口 県 自 動 車 整 備 振 興 会

## 県知事等への産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等状況報告について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、事業場から排出される産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者は委託した産業廃棄物の流れを自ら把握するために、書面による委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付等することが必要となっています。

昨年度もお知らせしておりますが、廃棄物処理法において、マニフェストを交付等している事業者においては、前年度分のマニフェストを集計し、県知事（下関市は市長）宛に報告することが義務付けられています。

つきましては、紙マニフェストを利用している事業者の方は、2018年4月から2019年3月末までに交付した紙マニフェストを集計し、作成した報告書を2019年6月30日までに管轄の健康福祉センター（下関は下関市廃棄物対策課）へ提出して下さいますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを利用している場合には、電子マニフェスト利用分は情報処理センターから都道府県知事等へ報告されるため報告対象となりません。 敬具

### 記

#### 1. 報告書の様式

・帳票類は山整振ホームページ(新着情報3月15日付)に掲載してあります。  
また、報告書様式は山口県のホームページ※からも入手できます。

※山口県／廃棄物・リサイクル対策課→「廃棄物の適正処理」→「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の状況報告」

#### 2. 報告書の提出先 ※報告書は管轄の提出先へ郵送または直接ご提出下さい。

- ・別紙1のとおり、各健康福祉センターへ2部（コピー可）
- ・下関市は下関市廃棄物対策課へ1部（コピー可）

#### 3. 記載上の留意事項

- ・2018年4月1日から2019年3月31日までに交付した紙マニフェストを集計して記載して下さい。
- ・複数の事業場がある場合には、事業場ごとに作成して下さい。
- ・業種欄は日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。  
整備専業工場は自動車整備業(R89)、自動車の販売と整備を兼ねている事業場は機械器具小売業(I59)と記載して下さい。それ以外の事業場は、日本標準産業分類を参照して下さい。

#### ・産業廃棄物の種類、排出量

別紙2の廃棄物の種類の区分ごと、委託業者ごとに集計して下さい。排出量は実際に処理を委託した具体的な量をトン数で記載して下さい。

1トン未満の排出量については、判るものは小数点以下第2位まで記入して下さい。

また、マニフェストが体積表示で記入されている場合には、換算係数を使用して重量を推計して記入して下さい。

＜担当：事業課 坂本・白松＞

### ＜産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先＞

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所 廃棄物・環境 指導班)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1524	岩国市・和木町
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所 環境薬事班)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	(0820) 22-3631	柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町
周南健康福祉センター (周南環境保健所 廃棄物・環境 指導班)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	(0834) 33-6429	周南市・下松市・光市
山口健康福祉センター (山口環境保健所 廃棄物・環境 指導班)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	(083) 934-2536	山口市・防府市
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所 廃棄物対策班)	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	(0836) 31-3200	宇部市・山陽小野田市・美祢市
長門健康福祉センター (長門環境保健所 環境薬事班)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811	長門市
萩健康福祉センター (萩環境保健所 環境薬事班)	〒758-0041 萩市江向531-1	(0838) 25-2666	萩市・阿武町
下関市 環境部廃棄物対策課	〒751-0847 下関市古屋町1丁目18-1	(083) 252-7152	下関市

## 産業廃棄物の種類と体積から重量への換算係数（参考値）

マニフェスト記載の排出量が体積での記載になっている場合には、下記の換算係数を使用して重量（トン単位）での記載をお願いします。

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1. 1 4
2	汚泥	1. 1 0
3	廃油	0. 9 0
4	廃酸	1. 2 5
5	廃アルカリ	1. 1 3
6	廃プラスチック	0. 3 5
7	紙くず	0. 3 0
8	木くず	0. 5 5
9	繊維くず	0. 1 2
10	動植物性残さ（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）	1. 0 0
11	動物系固形不要物（とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係わる固形状の不要物）	1. 0 0
12	ゴムくず	0. 5 2
13	金属くず	1. 1 3
14	ガラスくず等（ガラスくず、コンクリートくず＜工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く＞及び陶磁器くず）	1. 0 0
15	鋳さい	1. 9 3
16	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	1. 4 8
17	動物の糞尿	1. 0 0
18	動物の死体	1. 0 0
19	ばいじん	1. 2 6
20	1 3号廃棄物（産業廃棄物を処分するために処理したものであって、全各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの）	1. 0 0
21	建設混合廃棄物	0. 2 6
22	廃電気機械器具	1. 0 0
23	感染性産業廃棄物	0. 3 0
24	廃石綿等	0. 3 0

注 1 上記の換算係数は1立方メートル当りのトン数（t/立米）

2 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値です。

3 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く）については、上記1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

産廃の種類については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載してありますので、確認して下さい。マニフェストを使用して産廃許可業者へ処分を委託したものが報告の対象になります。

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (2019年度)

2019年 月 日

殿

報告者  
住所  
氏名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2018年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称										業 種
事業場の所在地										電話番号
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の氏名 又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の氏名 又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										
5										

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (2019年度)

2019年 月 日

山口県知事  
(下関市は下関市長 殿

下関市の事業場は下関市長宛になる。

マニフェストに記載してある産廃について、事業場ごとに2018年度分の集計をして下さい。  
6月30日までに管轄の保健所等へ提出して下さい。

報告者 〒 -  
住所 山口県 市 町 丁目 番号  
氏名 株式会社 自動車 代表取締役  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 - -

捺印は特に必要ありません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2018年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

兼業の場合は産廃排出に係る主な業種を記載

事業場の名称	株式会社 自動車 営業所				業 種	自動車整備業			
事業場の所在地	山口県 市 町 丁目 番号				電話番号	- -			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1	2	035 (10桁又は11桁の番号)	(株) 産廃運送	県 市 町 番号	(10桁又は11桁の番号)	リサイクル(株)	運搬先の住所と同じ
2	金属くず	2	6	035 (10桁又は11桁の番号)	契約書記載の収集・運搬業の許可番号記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。)	マニフェスト控又は契約書により記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。) 運搬業者が搬入する目的地となる場所。	桁又は11桁の番号	契約書記載の処分業の許可番号記載(不明の場合は委託業者へ確認して下さい。)	運搬先と処分場所は同一の場合が多い。 中間処分を経て最終処分されるものは中間処分場の住所を記載。
3	廃油	1.17	5	035 (10桁又は11桁の番号)	油脂(株)	桁又は11桁の番号	桁又は11桁の番号	油脂(株)	
4	汚泥	0.50		035 (10桁又は11桁の番号)	油脂(株)	県 市 町 番号	(10桁又は11桁の番号)	油脂(株)	運搬先の住所と同じ

運搬業者が積替え又は保管をする場合、搬入先と処分場所の住所が異なる。

換算係数使用の計算例  
廃油排出量 1300kgの場合  
1300 × 0.9(換算係数) = 1170kg = 1.17t

備考

- この報告書は前年4月1日から3月31日までに提出すること。
- 同一種類のものでも複数の事業場に設置が短期間である、又は所在地が一定のない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の委託先がある場合には委託先を記載すること。
- 業種委託業者ごとに記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行なった場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

報告書1枚に記載しきれない場合には、別紙で添付することが必要になります。  
(別紙の添付様式も定められていますので必要な方は振興会事業課までご連絡下さい。 県HPからも様式は入手可能です。)